

高年齢者雇用の処遇と活用のポイント

～シニア人材の活躍をサポートする環境整備と処遇のあり方を解説～

□日 時：平成31年 3月12日(火) 10:00～17:00 (6H)

□講 師：山口労務コンサルタント事務所 所長
社会保険労務士・人事コンサルタント

山口和夫氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室 (下記案内図参照)
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主 催：一般社団法人 日本経営協会

□セミナーのねらい

人生100年時代、生涯現役時代を迎えつつある中、企業においては高年齢者・再雇用者の活用の必要性が高まっています。国においては、高年齢者のさらなる雇用延長の動きや年金の支給開始年齢の引き上げが検討されるなど、企業にも近い将来、対応を迫られる可能性があります。また、近年の労働人口の減少や学生の売り手市場における新卒採用の厳しい状況において、経験豊富な高年齢者の活用は組織にとって重要な選択肢の一つとなります。

本セミナーでは、高年齢者が働き続けられる環境の整備や企業として雇用方針と施策決定をどのようにするのか、また雇用契約や処遇等の条件をいかに決めるか等について具体的に解説いたします。さらに、高年齢者をめぐるトラブルの対応策についてもわかりやすく解説いたします。

講師紹介

山口労務コンサルタント事務所 所長
社会保険労務士・人事コンサルタント

山口和夫氏

名城大学理工学部卒業、名古屋大学理学部研究科を経て、昭和50年音響製品・電子部分メーカーに入社。営業企画部に配属、その後、人事課、秘書課を経て、昭和59年退職。同年、山口労務コンサルタント事務所を開設、現在に至る。

一般企業での実務経験を生かし、経営人事・事務改善・アウトソーシングに関するコンサルティング業務で活躍中。特に、企業内研修・講演では、実践的かつ明快な講義で定評がある。

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。

参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。
(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)

- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

キャンセルについて

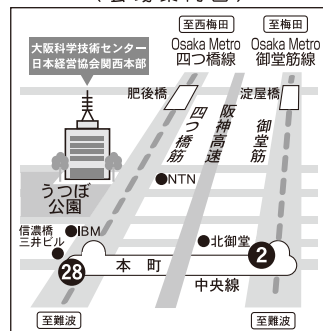
開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

- その他：
- 教材は原則として当日お渡しいたします。
 - ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
 - 録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
 - 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

お申込・お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：重藤

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <http://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
 - ▶なんば方面よりお越しの場合
 - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

□プログラム□

1. 高齢者(定年退職後)雇用に関する現状

- (1) 高齢者雇用制度の概要
- (2) 高齢者雇用確保措置の実施状況
- (3) 定年到達者の動向
- (4) 継続雇用者の雇用形態
- (5) 継続雇用後の賃金水準・勤務日数の変化
- (6) 職務の内容・責任・労働時間の変化

2. 高齢者(定年退職後)雇用対策方針と施策の決定

- (1) “組織、戦略に従う”…“企業戦略”に合った人的構成を
- (2) 高齢者の積極的活用・限定的(選択)活用・法的基準・新陳代謝等の対応方針決定
- (3) 現状の分析 …経営方針・経営戦略・人材構成(年齢・能力)・労働市場
- (4) 雇用契約(社内身分グループ)5つの区分
- (5) 対象者の評価・選択
- (6) 雇用条件(労使自治)
…合理的な理由・同一労働同一賃金

3. 高齢者(定年到達者)との再雇用契約締結までの対応と注意点

- (1) 定年の前の人事・総務の役割 …面接・意思確認
- (2) 中高年雇用への実務対応の変化
…雇用契約の選択制の整備
- (3) 退職する場合の注意事項と説明責任
- (4) 再雇用者の雇用条件の検討
- (5) 勤務形態・賃金・その他の雇用条件の提示
- (6) 役職者のままの再雇用の問題点
- (7) 労使協定による再雇用者限定トラブル
- (8) 雇用契約の“選択肢”の整備
 - ① 定年退職者の取扱い
…定年退職者優遇制度・請負制度等
 - ② 早期退職(優遇)制度
 - ③ 役職定年(離任)制
 - ④ (45・50歳からの)キャリアコース選択制
 - ⑤ 労使自治に委ねられる“個別雇用契約”
…60歳以降の雇用条件選択制

4. 高齢者・再雇用者の賃金と公的給付の関係

- (1) 老齢厚生年金のしくみ
 - ① 特別支給の老齢厚生年金
 - ② 支給開始年齢の繰り下げとは
 - ③ 在職老齢年金のしくみ
 - ④ 再雇用者でも満額の年金を受給する
- (2) 高齢者雇用継続給付
 - ① 雇用保険被保険者の要件
 - ② 高齢者雇用継続給付の要件
 - ③ 在職老齢年金と高齢者雇用継続給付

5. 高齢者との雇用契約と処遇

- (1) 再雇用後フルタイムの場合
 - ① 賃金額と受給年金など
 - ② フルタイムの人事評価制度と給与改定(管理職・非管理職クラス)
 - ③ 再雇用後の賞与の考え方
 - ④ 第2退職金制度
- (2) 再雇用後パート勤務の場合
 - ① 年金額の確認
 - ② 雇用保険への継続加入
 - ③ パート勤務者の労働条件設定(給与・賞与・退職金ほか)
- (3) 定年退職、再雇用後退職
 - ① 退職年齢と失業給付
 - ② 年金の裁定請求

6. 高齢者をめぐるトラブル対応

- (1) 再雇用者は有期労働者か
 - ① 有期労働者としての再雇用者
 - ② 判例から見た継続雇用
 - ③ 契約更新の是非
- (2) 雇用契約見直しの根拠となる制度の整備
 - ① 評価制度(特に職務に関する評価)の整備
…客観性・具体性・予見性のために
 - ② 賃金制度の整備 …高齢者のモチベーション維持のために
 - ③ 普通(契約不履行)解雇要件の整備
…健全な雇用契約維持のために
 - ④ 健康(業務遂行可能)要件の整備
…安全配慮義務行使のため
 - ⑤ 具体的雇用契約内容の検討
…再雇用者の規程の作成

※出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。

(6)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ(重藤)宛

NOMA	「高齢者雇用の処遇と活用のポイント」参加申込書(12131)	H31.3/12 32,400/37,800
(フリガナ) 会社名: 団体名	TEL() - FAX() -	ご派遣責任者:
(フリガナ) 所在地:	(〒)	所属・役職:
参加者氏名	所属・役職名	経験年数
(フリガナ)		年 月
(フリガナ)		年 月
(フリガナ)		年 月
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。		
		●お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> その他 ご請求先(ご担当) (ご所属)

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 □ 不要